

紹介料返戻金制度

紹介手数料返還について

1.株式会社 KAEDE は、紹介した求職者が入社後 3 ヶ月以内に、求職者の都合による退職または求職者の責めに帰すべき事由により、退職した場合には、受領した紹介手数料から次に定める利率で計算された金額（消費税を含む）を求人者に返還する。尚、振り込みに係る手数料は、求人者の負担とする。

(1) 就業期間 1 ヶ月以内 80 %

(2) 就業期間 1 ヶ月超 ～ 3 ヶ月以内 40 ～ 50 %

※各内容につき応相談とする

2.但し、前項に定める事由以外の事由に基づき、紹介した求職者が退職または解雇されるに至った時は、株式会社 KAEDE は受領した紹介手数料の一切を求人者に返還するところを要せず、未払いの紹介手数料がある場合は、求人者は株式会社 KAEDE に対して当該未払い分を全額支払わなければならない。

以上

許可番号 21-ㄱ-300205 _____

事業所の名称 株式会社 KAEDE

及び所在地 岐阜県岐阜市御望 458-107 _____